平成24年7月5日
交通政策審議会
第49回港湾分科会
資料 2

社会資本整備重点計画の見直しについて

平成２４年７月５日
国土交通省　港湾局

社会資本整備重点計画について

国土交通省

1．社会資本整備重点計画とは

○ 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項）。

○ 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

○ 第１次計画（平成15～19年度）、第２次計画（平成20～24年度）、本計画（平成24～28年度）。

○ 主な計画事項
- 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
- 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
- 社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置　等

2．見直しの経緯と今後のスケジュール

H22年７月26日	社会資本整備重点計画見直しについて、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会に付議
12月21日	新たな社会資本整備重点計画の骨子を決定
〈 H23年３月11日	東日本大震災　→　７月６日 「津波防災まちづくりの考え方」緊急提言〉
11月２日	社会資本整備重点計画の見直しに関する中間とりまとめ
H24年６月15日	新たな「社会資本整備重点計画」（素案）提示 パブリックコメント、都道府県からの意見聴取を開始（７月５日まで）
H24年夏頃	新たな「社会資本整備重点計画」（答申） 閣議決定（予定）

新たな社会資本整備重点計画（素案）の全体像

国土交通省

1．社会資本整備事業を巡る現状とその対応

厳しい財政状況	既存ストックの老朽化	人口減少、少子･高齢化	グローバルな競争の進展	災害リスクの高まり

2．社会資本整備のあるべき姿

〇社会資本整備の方向性

社会資本整備事業を巡る現状等を踏まえ、3つの視点と9つの政策課題ごとに<u>中長期的な社会資本整備の方向性</u>を示す。

視点1　安全･安心な生活、地域等の維持
視点2　国や地球規模の大きな環境変化、人口構造等の大転換への対応
視点3　新たな成長や価値を創造する国家戦略･地域戦略の実現

⇒ 9つの政策課題 ⇒ 中長期的な社会資本整備の方向性

〇社会資本整備の方向性を実現するための事業･施策（プログラム）

中長期的な同じ政策目標を共有する分野横断的な事業･施策の集合体を<u>「プログラム」</u>ととらえ、その実現に向けた事業･施策を記載する。

3．計画期間における重点目標（「選択と集中」の基準）

〇「選択と集中」の基準を踏まえた重点目標

国土保全、安全･安心の確保、離島等の条件不利地域の自立･発展･活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要性がある。一方、厳しい財政状況の中で、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められており、その<u>「選択と集中」の基準</u>を定め、これを踏まえ、<u>計画期間における重点目標</u>を以下のとおり定める。（社会資本整備重点計画法第4条第3項第1号）

重点目標1　大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
重点目標2　我が国産業･経済の基盤や国際競争力を強化する
重点目標3　持続可能で活力ある国土･地域づくりを実現する
重点目標4　社会資本の適確な維持管理･更新を行う

〇重点目標と関連する事業･施策の概要

プログラムで示された事業･施策について、「選択と集中」の基準を踏まえ、<u>重点目標の達成のため実施すべき社会資本整備事業の概要</u>を記載する（社会資本整備重点計画法第4条第3項第2号）とともに、重点目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するため、<u>わかりやすい指標</u>を設定する。

4．計画の実効性を確保する方策

審議会によるフォローアップ、地方ブロック毎の重点整備方針の策定、その他社会資本整備を<u>効果的･効率的に実施するための必要な措置</u>等を明示。（社会資本整備重点計画法第4条第3項第3号）

港湾局の施策と重点目標の関係(1)

国土交通省

重点目標1　大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

1－1　大規模地震の発生に備えた耐震化やソフト対策の推進

(1)強い振動に伴う地盤や構造物の損壊防止、市街地の防災性向上

①首都直下地震や東海・東南海地震等の大規模地震の発生に備えた耐震・液状化対策の促進

・液状化による岸壁等港湾施設の変位の可能性とその対策について技術的な検証を推進

②公共インフラの機能の損失による人的・物的な二次被害の拡大の防止

・海面下に位置する地域等を防御する河川・海岸堤防等の防災関連施設や、下水管きょ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進

新　[4]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
【約28%(H23年度末)　→　約66%(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値(津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積)
約11万ha(H19)　→　約9ha(H24)　　実績値　約10ha(H21)］

(2)災害時に避難地や防災拠点となる施設等の整備・耐震化、緊急輸送ルートの整備

①一定水準の防災機能を備えるオープンスペース等の確保

・大都市圏における基幹的広域防災拠点の機能確保

②陸海空の連携による、人流・物流確保のための対策

・防波堤の粘り強構造や耐震強化岸壁を組み合わせた総合的な対策の推進

[10]大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口　【約2，640万人(H23年度末)→約2，950万人(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値:約2,400万人(H19)　→　約2,700万人(H24)　　実績値:2,640万人(H23)］

1－2　大規模地震又は広域的な津波災害が想定される地域における津波対策及び人口・資産が集中する海面下に位置する地域等における高潮・侵食対策の強化

(1)海岸・河川堤防の整備等による津波・高潮・浸食被害の防止・軽減

①東海・東南海・南海地震等による津波の発生が予想されている地域等における津波対策の推進

・地震の切迫性が高い地域において、比較的発生頻度の高い津波に対する高さが不足している海岸・河川堤防について地域の実情に応じた必要な高さまでの嵩上げ及び耐震性の確保等

・津波到達前の水門等の安全かつ迅速・確実な閉鎖のための自動化・遠隔操作化の推進

新　[4]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)(再掲)
【約28%(H23年度末)　→　約66%(H28年度末)】

新　[15]大規模地震に備えた自動化・遠隔操作化が未実施の水門・樋門等の対策実施率　【0%(H23年度末)　→　約57%(H28年度末)】

港湾局の施策と重点目標の関係(２)

重点目標１　大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

１－２　大規模地震又は広域的な津波災害が想定される地域における津波対策及び人口・資産が集中する海面下に位置する地域等における高潮・侵食対策の強化

（1）海岸・河川堤防の整備等による津波・高潮・浸食被害の防止・軽減

②高潮対策等の推進
・人口・資産が集中する地域や中枢・拠点機能を有する地域等における海岸・河川堤防の整備等の推進
・背後に重要な交通ネットワークがある地域等における海岸侵食による被害防止のための対策の推進

新　[4]東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）（再掲）
【約28%（H23年度末）　→　約66%（H28年度末）】
[17]侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合　【約78%（H23年度末）　→　約85%（H28年度末）】
［参考　現行計画の目標値（侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合）　約20%（H19）　→　約17%（H24）　実績値　約18%（H21）］

（2）津波防災地域づくり等による津波対策等の推進
・津波・高潮ハザードマップの作成・改良、防災訓練の実施等を通じた避難方法の普及、浸透
・災害発生時の迅速かつ効果的な防災情報の収集・提供や、情報・指示系統の一元化を図るための津波・高潮防災ステーションの整備等の推進

１－４　災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

（2）災害発生時における、迅速な応急対応や活動支援のための準備
・広域的な防災活動の推進
（広域応援部隊の広域活動拠点の整備、大規模地震を想定した関係ブロック・関係行政機関等との広域的な合同防災訓練の実施）
・自助・共助の促進
（市町村におけるハザードマップや建設企業や地方公共団体等における事業継続計画（BCP）等の作成支援、被災時において港湾機能が早期に機能する体制を広域的に確保する方策の検討）

港湾局の施策と重点目標の関係(３)

国土交通省

重点目標2　我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する

２－１　世界的な競争に打ち勝てる大都市や国際拠点空港・港湾の機能拡充・強化やアクセス性の向上や、官民連携による海外プロジェクトの推進

（1）国際競争力の基盤整備

①国際交流拠点の機能拡充・強化

・国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策
（阪神港及び京浜港における高規格コンテナターミナルの整備、フィーダー輸送網強化による広域からの貨物集約、
港湾運営会社による港湾運営等）

・国際バルク戦略港湾における総合的な対策
（国際バルク戦略港湾における船舶の大型化に対応した港湾機能の確保、「民」の視点による埠頭運営の効率化等）

[38]国際海上コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率　【H22年度比約5%低減（H28年度末）】
［参考　現行計画の目標値:H19年度比5%減（H24）　実績値:2.3%減（H22）］
新 [39]日本発着コンテナ貨物の釜山港等東アジア主要港でのトランシップ率　【10%（H20年）→ 5%（H27年）】

・ICTを活用した港湾物流の高度化・効率化の推進（コンテナターミナルへの出入管理情報システムの導入、コンテナ物流情報サービス（Colins）の多国間相互接続等）

新 [40]国際ｺﾝﾃﾅﾀｰﾐﾅﾙの出入管理情報ｼｽﾃﾑの使用に必要なPSカード※の普及率　【65%（H23年度末）→ 95%（H28年度末）】
新 [41]国際ｺﾝﾃﾅ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報ｼｽﾃﾑと相互連携している港湾数　【0港（H23年度末）→ 5港（H28年度末）】

※ PSカード:Port Security カード

２－２　それぞれの地域がもつ魅力や強みを引き出すことによる地域の活力の維持・向上

（1）国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、美しい国土・地域作りの推進

①国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

・外国からのクルーズ船の寄港促進やマリーナネットワークの形成などクルーズ振興の取組の推進等

（2）基幹となる交通・物流ネットワークの整備

・地域の拠点的な港湾における、船舶の大型化等への対応を図るための物流ターミナルの機能確保

[38]国際コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率（再掲）　【H22年度比約5%低減（H28年度末）】
[45]国内海上貨物輸送コスト低減率　【H22年度比約3%低減（H28年度末）】
［参考　現行計画の目標値:H19年度比3%減（H24）　実績値:1.1%減（H22）］

港湾局の施策と重点目標の関係(４)

国土交通省

重点目標3　持続可能である活力ある国土・地域づくりを実現する

３－１　持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開

(２)人流・物流から発生する温室効果ガスの排出抑制

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進等
（海上貨物輸送や鉄道と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな複合一貫輸送網の強化、ゼロエミッションポート施策の推進（港湾活動に使用する荷役機械の省エネルギー化等））

３－２　少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換

(３)交通安全の確保

③海上交通

・プレジャーボートの適正な管理

３－３　失われつつある自然環境の保全・再生

(１)生物多様性の保全

・過去に失われた干潟の復元・再生に向けた自然再生等の取組の推進
・海岸侵食により砂浜が失われ海岸の防護・環境・利用上の支障をきたしている地域における砂浜の再生の推進

[64]干潟の再生の割合　【約37．8％(H23年度末)　→　約40％(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値（湿地・干潟の再生の割合）：約2割（H19）→約3割（H24）　実績値：約2割（H22）］

(２)健全な水循環の再生

・汚濁の著しい河川・湖沼や東京湾、大阪湾、伊勢湾等の閉鎖性海域における水質の改善
（貧酸素水塊が発生する深掘跡の埋戻し、底質改善のための覆砂、流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収等）

[66]三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合　【約46．2％(H23年度末)　→　約50％(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値：約40％（H19）→約45％（H24）　実績値：約46.2％（H23）］

重点目標4　社会資本の的確な維持管理を行う

(２)施設の長寿命化によるトータルコストの縮減等

・長寿命化計画の策定及び計画的な実施

新 [67]海岸堤防等の老朽化調査実施率　【約53％(H23年度末)　→　約100％　(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値（老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合）：約5割（H19）→約6割（H24）　実績値：約52％（H21）］

新 [68]長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率　【6％(H23年度末)　→　100％(H28年度末)】
［参考　現行計画の目標値（港湾施設の長寿命化計画策定率）：約2％（H19）→約97％（H24）　実績値：約86％（H23）］